

## 沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰に伴う農業者経営の影響を緩和し安定的な経営を図るために、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等が、県内農業者が負担する肥料購入経費の一部を補助する場合に要する経費について、予算の範囲内において沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業、経費、事業実施主体、補助金額及び補助率)

第2条 本事業において補助の対象となる事業、経費、事業実施主体、補助金額及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、知事が定める日までに第1号様式により肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の交付申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めるときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

### (申請の取下げ)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(重要な変更の承認)

第6条 補助事業者は、別表にある重要な変更を行うときは、第2号様式により肥料価格高騰緊急対策事業変更承認申請書を知事に提出し、事前に承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、必要と認める場合、補助金の交付決定の後に、当該交付決定額の10割を限度に補助金を概算払できるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を請求するときは、第3号様式により肥料価格高騰緊急対策事業概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき知事が報告を求めたときは、第4号様式により肥料価格高騰緊急対策事業遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は令和5年8月31日のいずれか早い期日までに第5号様式により肥料価格高騰緊急対策事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納の期間に応じて年利 10.95%で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、第 7 条の事業の中止又は廃止の申請があつた場合又は次に掲げる場合には、第 4 条の決定の内容（第 6 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、第 11 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 7 号により消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第 11 条第 3 項の規定を準用する。

(精算払請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとする場合は、第 8 号様式により肥料価格高騰緊急対策事業精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱の施行は、令和4年10月21日から施行する。

(失効)

第2条 この要綱は、令和5年10月31日限りでその効力を失う。ただし、第11条から第15条に掲げる規定は、令和5年10月31日以降もその効力を有する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱の施行は、令和5年3月17日から施行する。

別表

補助対象事業	事業実施主体 (補助事業者)	補助金額及び補助率	重要な変更
<p>1 肥料価格高騰緊急対策事業 県内農業者が肥料購入費として負担する経費に対して補助事業者が補助する場合に要する経費</p>	<p>農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、公益社団法人、民間事業者、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等</p>	<p><math>((\text{当年の肥料費} - (\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div 0.9)) \times 0.15)</math></p> <p>※当年の肥料費は、令和4年6月から令和5年3月までに購入した肥料とし、税抜価格とする。</p> <p>※価格上昇率は、別途農産局長が定める数値（肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20付け3農産第2156号）別記3第2の2の(3)に基づく）</p> <p>※0.9は、使用量低減率（肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20付け3農産第2156号）別記3第2の2の(1)に基づく）</p> <p>※上記補助対象額が、0円を下回る場合は、0円とする。</p>	<p>1 事業実施主体における事業費の20%を超える減</p> <p>2 事業実施主体における事業費の増</p>
<p>2 1の事業の附帯事務費 補助事業者から県内農業者への振込手数料</p>	<p>左記1の補助を行う事業実施主体</p>	<p>補助率 10/10 以内</p>	

第1号様式（第3条関係）

第 号

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

令和 年度肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書

令和 年度において、肥料価格高騰緊急対策事業を実施したいので、補助金 円  
を交付して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

※ 添付資料として、沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領の参加農業者名簿（様式第1-2号）を添付すること。

1 事業の目的

2 事業の内容、経費の配分

年度	期 別	事業費(円)	負担区分 (円)	
			補助金	その他
	秋肥 (6-10月)			
	春肥 (11-3月)			
	計			
	附帯事務費			
	合 計			

※秋肥及び春肥の事業費は、肥料購入費とする

3 事業完了 (予定) 年月日

4 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 県補助金					
(2) その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 事業費					
(2) 附帯事務 費	円	円	円	円	
計					

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

令和 年度肥料価格高騰緊急対策事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容（内訳は別紙事業計画書）

交付決定額 金 円

変更しようとする額 金 円

※ 第1号様式（第3条関係）について、変更のあった内容について、変更前を（ ）書きで上段、変更後を下段にして二段書きとする。



第3号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

印

令和 年度肥料価格高騰緊急対策事業概算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあつた肥料価格高騰緊急対策事業について、下記により補助金 円を概算払いしてくださるよう請求します。

記

1 概算払請求額	金	円
（1）交付決定額	金	円
（2）既受領額	金	円
（3）今回請求額	金	円
（4）残額	金	円

2 請求内容 令和 年 月 日から令和 年 月 日までに要する経費

3 振込先

振込銀行名 銀行 支店  
預金種別  
口座番号  
(フリガナ)  
口座名義

第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

令和 年度肥料価格高騰緊急対策事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業計画			遂行状況			
事業費	事業費内訳		月 日までに完了した分			事業完了予定年月日
	補助金	その他	事業開始年月日	事業費		
				出来高	進捗率	
円	円	円		円	%	

第 5 号様式（第 10 条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

令和 年度肥料価格高騰緊急対策事業実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

記

※ 第 1 号様式（第 3 条関係）について、計画を（ ）書きで上段、実績を下段にして二段書きとする。

添付資料として、沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領の様式 1 号の事業実施計画書に添付した参加農業者名簿（様式第 1 - 2 号）の実績と合わせて、内容を確認できる請求書等を添付すること。

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあつた事業について、沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                    |   |   |
|---|------------------------------------|---|---|
| 1 | 沖縄県補助金等の交付に関する規則第 13 条の額の確定額       | 金 | 円 |
|   | （ 年 月 日付け農営第 号による額の確定通知額）          |   |   |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額             | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入<br>控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                      | 金 | 円 |

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |                       |   |
|--|-----------------------|---|
| 1 補助金確定額                                       | 金                     | 円 |
| 2 補助金確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額                | 金                     | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額金 | 金                     | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                | 金                     | 円 |
| 5 添付資料   | 確定通知書（写）、記載内容を確認できる書類 |   |

第8号様式（第14条関係）

第 号

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

印

令和 年度肥料価格高騰緊急対策事業精算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県達農第 号で確定の通知を受けた肥料価格高騰緊急対策事業について、下記のとおり請求します。

記

1 精算払請求額	金	円
（1）確定額	金	円
（2）既受領額	金	円
（3）今回請求額	金	円

2 振込先

振込銀行名 銀行 支店

預金種別

口座番号

（フリガナ）

口座名義